

役員等報酬規程

社会福祉法人 お告げの MARIA 会

社会福祉法人お告げのマリア会 役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人お告げのマリア会（以下「当法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員（以下役員等とする）の報酬について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員（理事、監事）及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人お告げのマリア会定款第8条及び21条に定める通り無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表1に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の職員が役員の場合は支給しない。

- 2 役員等が職務のため出張した時は本会の旅費規定に従って処理を行う。日当及び宿泊費は、施設長の区分と同類とする。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は 平成26年4月1日より施行する。

この規程は 平成29年6月18日改訂施行、平成29年4月1日より適用する。

別表1

(1)

| | | |
|-----------------------|---------|---------|
| 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 | 新上五島町内 | 3,000円 |
| | 新上五島町以外 | 15,000円 |

(2)

| | |
|--------------------|---------|
| 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 | 10,000円 |
|--------------------|---------|